第百条の十第三項	前二項	船員保険法第百五十三条の八第一項及び同条第二項において準用する前項
	第一項各号	同条第一項各号

（地方税法施行令の一部改正）

第六条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十八条の九の十三第一項第一号及び第二項第一号並びに第五十六条の八十九の九第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令の一部改正）

第七条　社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（昭和二十八年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「、国民年金基金の加入員若しくは加入員であつた者に関する原簿」を「若しくは国民年金基金の加入員若しくは加入員であつた者に関する原簿の記号及び番号」に、「国民年金手帳」を「基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。）」に、「国民年金証書）の記号及び番号」を「国民年金証書の記号及び番号）」に改め、同項第三号中「及び国民年金基金連合会」の下に「、日本年金機構、財務大臣（その委任を受けた者を含む。）」を加え、「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に、「又は国民年金基金」を「、国民年金基金」に改め、「若しくは国民年金基金連合会」の下に「又は日本年金機構」を加える。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第八条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の一号を加える。

百四十一　日本年金機構

第九条の四に次の一号を加える。

五十一　日本年金機構

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正）

第九条　私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の表以外の部分中「第六項、第十一条の三の六の四第一項」の下に「、第十一条の三の九」を加え、同条の表第十一条の三の六の四第一項の項の次に次のように加える。

第十一条の三の九第一項	法第六十六条第六項	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第六十六条第六項
第十一条の三の九第二項	法第六十六条第六項	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第六十六条第六項
	法第七十六条並びに法	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第七十六条並びに私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法
第十一条の三の九第三項	法第六十六条第十項	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する法第六十六条第十項
	国家公務員共済組合法	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法

第四十一条第一項中「あつて厚生年金保険法」の下に「（昭和二十九年法律第百十五号）」を加える。

第四十三条の次に次の一条を加える。

（加入者期間以外の期間の確認の権限に係る事務を日本年金機構に行わせる場合の厚生年金保険法の規定の技術的読替え）

第四十三条の二　法第四十七条の三第三項の規定により厚生年金保険法第百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百条の四第三項	前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構	日本年金機構（以下「機構」という。）、私立学校教職員共済法第四十七条の三第一項の規定による厚生労働大臣の確認の権限（以下「確認の権限」という。）
	第一項各号に掲げる権限	私立学校教職員共済法第四十七条の三第一項の規定による厚生労働大臣の確認の権限（以下「確認の権限」という。）
	の全部若しくは一部を行う	を行う又は不適当
	若しくは不適当	
第百条の四第四項	同項各号に掲げる	当該確認の
	の全部又は一部を自ら	を自ら、私立学校教職員共済法第四十七条の三第三項において準用する前項
	、前項	確認の
	第一項各号に掲げる	を自ら
	の全部若しくは一部を自ら	又は同条第三項において準用する第三項
	又は前項	を行わない
	の全部若しくは一部を行わないするとき（次項に規定する場合を除く。）	当該確認の
第百条の四第六項	、第三項	、私立学校教職員共済法第四十七条の三第三項において準用する第三項
	第一項各号に掲げる	確認の
	の全部若しくは一部を自ら	を自ら
	又は第三項	又は同条第三項において準用する第三項
	の全部若しくは一部を行わない	を行わない
	同項各号に掲げる	当該確認の
第百条の四第七項	前各項	私立学校教職員共済法第四十七条の三第二項並びに同条第三項において準用する第三項、第四項及び前項
	第一項各号に掲げる	確認の
	同項各号に掲げる	当該確認の